

有線電気通信設備設置届
(施設の識別名称〇〇〇共同受信施設)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣殿

届出者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
(ふりがな)
住 所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
(ふりがな)
氏 名 〇〇〇テレビ共同受信施設組合

組合長 〇〇 〇〇 (印)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人 郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (印)

電話番号

復代理人 郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (印)

電話番号

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

整理番号	
------	--

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載する

こととし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

注 届書及び事項書にその写し一通を添え、中国総合通信局に提出してください。

提出先 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

中国総合通信局放送部有線放送課

電話 082-222-3389又は3390

注 整理番号は、記載しないでください。

事 項 書

1 通信の方式	テレビジョン(音声複合)
2 通信事項及び使用する周波数	
使用する周波数(ch番号)	通 信 事 項
映像 103.25MHz 音声 107.75MHz (3ch)	NHK(〇〇)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再送信
映像 189.25MHz 音声 193.75MHz (7ch)	NHK(〇〇)テレビジョン放送局(教育)の放送の同時再送信
映像 171.25MHz 音声 175.75MHz (25→4ch)	◇◇(〇〇)テレビジョン放送局の放送の同時再送信
479.00MHz (14ch)	NHK(〇〇)デジタルテレビジョン放送局(総合)の放送の同時再送信
485.00MHz (15ch)	NHK(〇〇)デジタルテレビジョン放送局(教育)の放送の同時再送信
491.00MHz (16ch)	◇◇(〇〇)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再送信

3 設備の設置場所													
(1) 主たる設備の設置場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区 別</td> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td>受信空中線</td> <td style="text-align: center;">〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>ヘッドエンド</td> <td style="text-align: center;">同上</td> </tr> <tr> <td>主たる演奏所</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>中継増幅器</td> <td>地図に記載のとおり。</td> </tr> <tr> <td>幹 線</td> <td>地図に記載のとおり。</td> </tr> </table>	区 別	設置場所	受信空中線	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	ヘッドエンド	同上	主たる演奏所	なし	中継増幅器	地図に記載のとおり。	幹 線	地図に記載のとおり。
区 別	設置場所												
受信空中線	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号												
ヘッドエンド	同上												
主たる演奏所	なし												
中継増幅器	地図に記載のとおり。												
幹 線	地図に記載のとおり。												

注1 設置の場所は、たとえば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。
 注2 受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。
 注3 地図に記載すること。

(2)設備と付近の他の施設との関係								
ア電線等の 離隔距離	設備	架空電線の 支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備 考	
	付近の 他の施設	電 線	0.3m以上	0.3m以上	0.3m以上	0.3m以上		
	強電 流電 線	低 圧	0.3m以上 ()	0.6m以上 ()	0.6m以上 ()	0.3m以上	0.3m以上	
		高 圧	0.6m以上 ()	0.8m以上 ()	1.0m以上 ()	0.3m以上	0.3m以上	
		特別高圧	()	()	()	0.3m以上	0.6m以上	
	建 造 物		0.3m以上	0.3m以上				

注1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。
 注2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の()内に記入すること。また、「備考」欄には注1の要領で記入すること。

イ 道 路 等 と の 関 係	設備 関係	架空電線	備 考
	付近の 他の施設	道路・鉄道又は軌道・横断 歩道橋上の最低の高さ	
	道 路	5m以上	
	鉄道又は軌道	6m以上	
	横断歩道橋	3m以上	
	その他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

機 械	ヘ ッ ト エ ン ド	種 類	台 数	備 考	
		VHF受信空中線 八木型12素子	2基	(受信空中線の地上高 20m)	
		UHF受信空中線 八木型14素子	1基	(受信空中線の地上高 21m)	
		前置増幅器 PA-123	1台	定格出力 70dB μ	
		周波数変換器 CONV-123	1台		
	受信増幅器 HA-123	1台	定格出力 70dB μ		
	(1) 中 継 増 幅 器	種 類	台数	定格出力レベル	備 考
		幹線増幅器 TA-123	1台	85	dB μ
		分岐増幅器 BA-123	1台	95	
	延長増幅器 EA-123	1台	100		
分 岐 器 ・ 分 配 器 及 び タ ッ プ オ フ	種 類	台 数	備 考		
	分岐器(4分岐) DC-411	1台	(引込端子の数 38) (加入予定者の数 30)		
	分岐器(2分岐) DC-211	2台			
	分配器(2分配) D-211	1台			
タップオフ(4分岐) TO-411	5台				
タップオフ(2分岐) TO-211	3台				
タップオフ(4分配) T-411	2台				
タップオフ(2分配) T-211	2台				
保 安 装 置	種 類	台 数	備 考		
	SB-111	30台	(株)〇〇電気		
自 主 放 送 装 置	種 類	台 数	備 考		
	なし				

線	架空・地下・水底別	線種	対数	こう長	延長	備考	
	架空	10C-2V	1	2,000m	2,000m		
条	計			2,000m	2,000m		
(2) 線	線路の電圧及び	電 圧	AC 30V				
	通信回線の電力	電 力	回線の別	電力	備 考		
			有線テレビジョン放送	0dBm	有線テレビジョン放送 6波分		
			有線ラジオ放送	dBm			
路	電 柱	種 類	数量	共架電柱の相手方別数量			備考
			(自家柱)	電気通信事業者	電気事業者	その他	
	木 柱	本	本	本	本		
	コンクリート柱		3	5			
	鉄 柱	1					
	その他						
計	1	3	5				

5 工事開始及び設置の予定期日（注 工事を要しない場合は、設置の日を記載すること。）

工事開始予定月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事落成予定月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
運用開始予定月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

6 その他

(1)設置を必要とする理由

(イ)弱電界 (ロ)地形難視 (ハ)ビル陰 (ニ)ゴースト
(ホ)その他()

(2)添付書類

(イ)付近の見取図 (ロ)線路図 (ハ)ブロックダイヤグラム(系統図)
(ニ)その他()
(ホ)規約・定款、道路占用・河川横断許可書、電柱共架承諾書等の写し(注)

(3)補償施設で利用料無料の場合の維持管理費の負担者名

(4)施工業者名

会社名 ○○○○

電話 ○○○-○○○-○○○○

設備の概要

- 注1 (1)のヘッドエンドの種類欄には、例えば、「前置増幅器」、「受信増幅器」、「周波数変換器」、「変調器」のように記載すること。
- 2 (1)のヘッドエンドの備考欄には、ヘッドエンドの出力端子及び前置増幅器の定格出力レベル(単位dB μ)単位を記載すること。
- 3 (1)の自主放送装置の種類欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フィルム投射器」のように記載すること。
- 4 (1)の中継増幅器の種類欄には、例えば、「幹線増幅器」、「分岐増幅器」、「延長増幅器」のように記載すること。
- 5 (1)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であつて、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁気を等分する装置であつて、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「タップオフ(2分配)」のように記載すること。
- 6 (1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の総数を記載すること。
- 7 (1)の保安装置の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 8 (1)の各機械の種類欄には、光電変換器がある場合は、例えば、「LD(1.5 μ m)」、「LED(0.85 μ m)」のように記載すること。
- 9 (2)の線条の線種欄には、例えば「7C-2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 10 (2)の電力の備考欄には、設備の通信回線が有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。
- 11 (2)の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。
- 12 (2)の電柱の数量の欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記載すること。
- 13 (2)の電柱の木柱の備考欄には、共架電柱以外の木柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであつて元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるもの本数を再掲すること。
- 14 受信空中線がある場合は、(1)のヘッドエンドの欄に記載し、備考欄に受信空中線の地上高(単位m)を記載すること。

その他(添付書類関係)

注 組合規約、定款、道路占用許可、河川横断許可、電柱共架承諾、土地使用承諾等の書類は、事実を確認する場合にその書類の写しを提出していただくことがあります。

- ・道路占用、河川横断許可等は、道路法、河川法その他の法律により許可等が必要な場合がありますのでそれぞれの管理者に確認してください。
- ・電柱共架、土地等を使用する場合は、承諾が必要な場合がありますのでそれぞれの所有者に確認してください。